

第22期第20回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和5年6月22日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第20回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2023年)6月22日(木)
14時00分～14時45分
- 2 開催場所 登別市登別港町1丁目28番地
いぶり中央漁業協同組合会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、阿部委員、高田委員、田村委員、
澤口委員、田中委員、煤孫委員、富樫委員、傳委員 (11名)
- 4 事務局 事務局長 濱谷 仁
専門主任 黒坂 裕樹
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 菅原 範彰
漁業管理係長 春日 猛夫
- 6 議 題
 - (1) 審議事項
議案第1号 定置漁業権の免許申請について(答申)
議案第2号 個人情報保護に関する規定の廃止について
議案第3号 個人情報保護に関する胆振海区漁業調整委員会規定の新設について
議案第4号 北海道情報公開条例の施行に関する胆振海区漁業調整委員会規定の一部改正について
 - (2) 協議事項
協議事項1 胆振海区漁場計画(第15次定置漁業権)(最終案)について(協議)
 - (3) 報告事項
報告事項1 胆振海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)の樹立について
報告事項2 第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方について

7 議事の顛末

濱谷事務局長

それでは只今から、第22期第19回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言 ご挨拶 申し上げます。

皆様方におかれましては、何かとお忙しいなか、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、胆振総合振興局水産課の菅原課長をはじめ、関係者のご臨席を賜り、あつく御礼申し上げます。

さて、本日の議案ですが、北海道知事から諮問のあった定置漁業権の免許申請を始め、審議事項4件、協議事項1件、報告事項2件となります。

皆様方には、審議の程、よろしく願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶といたします。

菅原事務局長

本日の来賓を紹介します。

胆振総合振興局産業振興部水産課菅原課長です。春日漁業管理係長です。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中11名の委員さんにご出席をいただいておりますので、本日の委員会は成り立ちました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。高田委員、傳委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「定置漁業権の免許申請について」を上程いたします。事務局から説明願います。

濱谷事務局長

「定置漁業の免許申請について」を説明させていただきます。

資料は、右上に「議案第1号」と記載されたものをご覧下さい。

鵜さけ定第7号のさけ定置漁業の免許申請について、令和5年5月30日付けで、北海道知事より諮問がございました。

これは、3月30日に開催した第17回の当委員会において、知事より諮問があった漁場計画案に対し、妥当である旨答申し、3月31日付けの当委員会からの答申を受けた知事は、4月19日付け北海道告示第10632号により定置漁業権の漁場計画を樹立し告示しておりますが、5月18日付けで漁業法第69条第1項の規定により免許申請があり、同法70条の規定により当海区委員会へ意見を聴くものとなります。

2枚目の定置漁業免許申請一覧表をご覧下さい。

告示された1件の漁場に対し、住所：勇払郡鵜川町汐見751番地、氏名：鵜川漁業協同組合、の1件から申請があり、道の書類審査では、内容に不備なく、決められた申請期間内での申請であることから適切なものとして受理されております。

次に3ページ目が適格性審査表となります。

さきに根拠法令を説明します。次の4ページ目をご覧下さい。

漁業法第70条の規定により、知事は同法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっております。

また、同法第71条第1項第1号から第4号は、「知事が免許をしない場合」が規定されております。

まず、第1項の1号は、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合、2号は漁場計画の内容と異なる申請の場合、3号は漁業権の不当な集中に至る恐れがあるとき、4号は漁場の敷地が他人の所有に属する場合や水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がない時と規定されております。

第72条第1項の第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は適格性を有しない者となりますが、1号は、漁業や労働に関する法令を遵守せず、かつ引き続き遵守することが見込まれない者であること、2号は暴力団員等であること、3号は法人であって、役員又は政令で定める使用人のうちに、1号や2号のいずれかに該当する者がいる場合、4号は暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。となっております。

本議案については、申請者が漁業法第72条に規定する「適格性を有しない者」に該当する者なのか該当しない者なのかと、71条の「免許をしない場合」に該当するかしらないかをご審議頂くものとなります。

以上の説明となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

意見が無ければ、議案第1号の審議に入ります。

申請者に対し、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に「該当しない」及び、同法第72条第1項の「免許の適格性を有しないもの」に「該当しない」ということによるのでしょうか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それでは、申請者について漁業法第72条第1項の「適格性があり」、また、同法71条第1項の「免許をしない場合には該当しない」ものとして、北海道知事に答申するものとなります。

次に、議案第2号「個人情報の保護に関する規定の廃止について」及び、議案第3号「個人情報の保護に関する胆振海区漁業調整委員会規定の新設について」は、関連したものでありますので、一括で上程いたします。

事務局から説明願います。

濱谷事務局長

「議案第2号」の「個人情報の保護に関する規定の廃止」と「議案第3号」の「個人情報の保護に関する胆振海区漁業調整委員会規定の新設について」を一括して説明させていただきます。

個人情報の保護については、個人情報保護法により民間企業を対象に適用され、国の行政機関や地方自治体などには、別の法律が存在し適用を受けて参りました。

北海道においては、個人情報保護条例が平成6年に制定され、この条例に基づき各種規定を定め運用されてきました。

しかし、今年4月1日から施行された改正個人情報保護法により、法律の適用範囲が共通化され、これまでの民間企業のみでなく公的機関についても同様の扱いとなりました。

なぜ、今回改正となったのか、大きく2つの理由があるとされております。

一つ目は、「全国共通の適正な個人情報保護とデータ流通」で、これまでは民間と行政で異なるルールにより運用していたため、個人情報をやりとりする際、混乱を招くケースが少なくなかったことから、個人情報を一定水準で適正に保護するため、制度を一元的に所管し運用していく機関が必要であるとして、新たに「個人情報保護委員会」が民間企業のみだけでなく、行政機関や自治体の個人情報も一元的に管理することとされました。

二つ目は、「国際競争力の確保と成長戦略の実現」で、グローバル化が進み、国全体

で成長戦略を実現する必要がある、個人情報保護のルールも国際的な制度調和が求められ、従来のルールからグローバル基準に法改正することで、国際的な制度調和を図り、成長戦略の実現への貢献を期待するため。

大きくこの2つの理由とされています。

北海道においては、改正個人情報保護法の施行日である、令和5年4月1日から、これまでの個人情報保護条例を廃止し、新たな「個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、運用を開始したところであり、他の自治体も同様に、新たな運用を開始しております。

この、北海道が新たに制定した法律施行条例の中で、海区漁業調整委員会も「実施機関」として、規定されているところであり、当海区委員会においても既に運用していた「胆振海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」を廃止し、新たに「個人情報の保護に関する法律の施行に関する胆振海区漁業調整委員会規程」を定める必要が生じたものでございます。

新たな「個人情報の保護に関する規定」については、道内各海区漁業調整委員会と調整のうえ整理作成しており、6月から7月の各委員会で決定施行される運びとなっており、連合海区漁業調整委員会においても6月26日開催予定の委員会において審議される予定となっております。

なお、当委員会の規定はご審議、決定を頂いた後、7月1日の施行予定として進めませんが、施行までの間、細かい字句修正等も想定されますが、事務的な処理となりますので、事務局に一任頂きたいと思っております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、議案第2号及び3号については、そのとおり決定してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それではそのように決定します。

次に議案第4号「北海道情報公開条例の施行に関する胆振海区漁業調整委員会規定の一部改正について」を上程いたします。事務局から説明願います。

黒坂専門主任

それでは、議案第4号を説明させていただきます。

右上に議案第4号と記載の資料をご覧ください。

令和5年4月1日に改正個人情報保護法が施行されたのに伴い、北海道情報公開条例も一部改正され同じく令和5年4月1日から施行されたところです。

個人情報保護法の改正の要点につきましては、先ほどの「議案第2号」と「議案第3号」と重複しますので割愛します。

この、北海道情報公開条例の一部改正に伴い、当委員会ですでに運用していた「北海道情報公開条例の施行に関する胆振海区漁業調整委員会規定」を一部改正するものです。

今回の規定の一部改正の重点事項は、新旧対照表の中段となりますが、公文書の存否を明らかにしない決定をしたときは「北海道情報公開・個人情報保護審査会」に報告しなければならないこととされたところです。

その他、字句修正等、ご覧のとおりです。

1枚めぐりまして、公告文案、次に規定文を添付しております。

この、規定につきましても全道各地の海区漁業調整委員会と調整の上整理作成しております。

なお、本規定につきましても、ご審議、決定を頂いた後、7月1日の施行予定として進めますが、施行までの間、細かい字句修正等も想定されますが、事務的な処理となりますので、事務局に一任頂きたいと思えます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、議案第4号については、そのとおり決定してよろしいですか。

委員

はい、異議なしの声。

岩田会長

それではそのように決定します。

次に協議事項1「胆振海区漁場計画(第15次定置漁業権)(最終案)について」、と報告事項2「第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方については関連していますので一

括して上程いたします。胆振総合振興局から説明願います。

春日漁業管理係長

資料は右肩に協議事項1及び報告事項2と書かれたものとなります。

それでは、始めに報告事項2について、ご説明させていただきます。

こちらは、令和5年5月24日付で水産林務部長から、第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方が決定され、海区委員会に通知されたものです。

これは、以前の令和5年2月17日開催の第22期第15回の海区委員会及び小委員会で道から示された操業期間等の案を説明のうえ議論いただきまして、当委員会からは、後期資源の親魚確保等を考えて、胆振管内の鶴川から地球岬までの沖網は、始期も終期も1週間前倒しすることとしたいという意見があり、水産林務部にあげておりました。

今回の通知は、全道の他地区の意見を聞いた結果、操業期間の考え方を道で決定したというものですが、結果としては、これまでの説明のとおり、第14次定置漁業権、要するに現在と同様の現行どおり操業期間を設定するということになりました。なお、当管内に限らず、他海域についても同様となっております。

以上で報告事項2の説明を終わります。

これを受けまして、協議事項1の胆振海区漁場計画（振興局最終案）（第15次定置漁業権）について、ご説明させていただきます。

4月28日に開催されました第18回の海区委員会で、胆振海区漁場計画素案について、妥当であり特段支障はないとのご回答いただき、水産林務部長に提出したところでありますが、この度、水産林務部長から29ページのとおり素案に対する回答があり、それを踏まえて、今回最終案を作成しましたので協議いたします。

まず、素案に対する道の回答ですが、29ページをご覧ください。

基本的に素案の段階では、全件支障なしとなっております。

これは、先の海区で議論いただいた太平洋側の漁業の時期に後片付けとなる漁業時期（12月15日から20日への変更）も含まれております。

豊浦さけ・ます・いわし定第1号、2号については、付冠名称を早急に検討するよう回答がありました。

次に胆振海区漁場計画の振興局最終案を説明いたします。

3ページの「胆振海区漁場計画（第15次定置漁業権）（振興局最終案）」をご覧ください。

素案から変更となる点につきましてご説明いたします。

摘要欄の操業期間等につきまして、素案では空白となっておりますが、今回の最終案では、先ほどご説明した令和5年5月24日付け漁管第469号で決定された操業期間の考え方により、操業期間については、現行どおりの操業期間として作成しています。

次に5ページをご覧ください。

豊浦さけ・ます・いわし定第1号及び第2号の付冠魚種の名称につきましては、豊浦さけ・いわし定第1号及び第2号としました。

これは、この2カ統は春・秋から秋のみとなったのですが、周辺のサケ定置とは位置、規模が違いますので、同じ免許の内容、条件となりますが、他のさけ定と区別をするため名称をこのように残しております。

変更点は以上でございますが、その他は素案のとおりとなっております。

まとめますと、今回の最終案では、これまで協議いただいたとおり、

- ・ 鵜さけ定第1号は100m全体を陸に下げる。
 - ・ 鵜さけ定第3号は現行と同様に単年度とする。
 - ・ 伊さけ定置4号の廃止、これに伴い、伊達5号～9号は順に繰上げ、4号から8号とする。
 - ・ 豊浦さけ・ます・いわし定第1号及び第2号について、秋のみの操業となり、付冠魚種の名称を豊浦さけ・いわし定第1号及び第2号と変更する。
 - ・ 太平洋側の漁業の時期の終期は12月15日から20日とする。
- となっております、これをもって最終案となります。

説明は以上となります。ご意見等よろしくお願いたします。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、協議事項1については、そのとおり決定してよろしいですか。

委員

異議なしの声

岩田会長

それではそのように決定します。

次に報告事項1「胆振海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）の樹立について」事務局から説明願います。

濱谷事務局長

「報告事項1」、胆振海区漁場計画(第8次共同漁業権、第15次区画漁業権)の樹立について、報告いたします。

右上に報告事項1と書かれた資料をご覧ください。

当海区委員会からの5月29日付けの答申を受け、道は、5月31日付け漁管第550号により、漁場計画の樹立と漁業の免許予定日及び申請期間を定めた旨、知事から当委員会あ

て通知がありました。

漁業法に基づく告示の内容については、次のページ、左上に「北海道告示第10857号」と書かれたものになります。

1の漁場計画の内容から3の漁場図までの詳細についての説明は省略します。後ほどご覧願います。

4の漁業免許予定日及び申請期間ですが、免許予定日は「令和5年9月1日」、申請期間は「令和5年6月11日から令和5年7月10日午後5時まで」となっております。

以上で説明を終わります。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などがありましたらお伺いいたします。

委員

なしの声。

岩田会長

本日の議題は全て終了しました。他に皆さんの方から何かございませんか。

委員

なしの声。

岩田会長

以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。長時間に及ぶ審議、まことにありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和5年(2023年) 6月 22日

胆振海区漁業調整委員会

会長 岩田 廣美

議事録署名委員 高田 慶季

議事録署名委員 傳 正 良